



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年10月18日(金) 号外(第6号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則(デジタルトランスフォーメーション課)	2
○群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(eスポーツ・クリエイティブ推進課)	2

規則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十八日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十八号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

第一条 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則施行規則(平成二十七年群馬県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削り、同条第四項中「別表第一の四の項」を「別表第一の三の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「別表第一の五の項」を「別表第一の四の項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の五の項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「別表第一の七の項」を「別表第一の六の項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「別表第一の八の項」を「別表第一の七の項」に改め、同項を同条第七項とする。

第三条第四項第一号中「次に掲げる」を「公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者に係る戦傷病者手帳の交付及びその障害の程度に関する」に改め、イ及びロを削り、同条第五項第一号中「次に掲げる」を「住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅の入居者又は同居者に係る戦傷病者手帳の交付及びその障害の程度に関する」に改め、イ及びロを削る。

第二条 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の一の項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項中「別表第一の七の項」を「別表第一の二の項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条第一項中「生活保護法」の下に「(昭和二十五年法律第四百四十四号)」を加え、同条第三項第一号ハを削り、同項第二号ホ中「又は当該納税義務者」を削り、同条第六項第二号中「次に掲げる」を「当該請求に係る児童に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する」に改め、イ及びロを削り、同項第三号ハを削り、同項第四号ニ中「又は当該届出に係る児童」を削り、同項第五号を削り、同条第七項第一号ニを削り、同条第八項中「高等学校等奨学のための給付金」の下に「(高等学校等の生徒等の保護者等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して支給する授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金をいう。以下同じ。)」を加え、「次に掲げる」を「当該申請の対象となる高校生等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第三条第一項に規定する就学支援金(以下「高等学校等就学支援金」とい

う。)の支給を受ける資格を有する者をいう。以下同じ。)に係る高等学校等就学支援金の支給に関する」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第九項を削り、同条第十項中「別表第二の十の項」を「別表第二の九の項」に改め、同項第一号中「高等学校等学び直し支援金」の下に「(高等学校等の生徒等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して支給する高等学校等就学支援金に相当する額の支援金をいう。以下同じ。)」を加え、「次に掲げる」を「当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する」に改め、イ及びロを削り、同項第二号中「次に掲げる」を「当該届出を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する」に改め、イ及びロを削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項及び第十二項を削る。

第四条第二項中「次に定める」を「当該申請の対象となる高校生等に係る高等学校等就学支援金の支給に関する」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第四項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項第二号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同条第五項を削り、同条第六項中「別表第三の六の項」を「別表第三の五の項」に改め、「又は当該保護者等」を削り、同項を同条第五項とする。

附則

この規則は、群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第六十三号)の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十八日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十九号

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(令和元年群馬県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一大会議室の項を削り、同表共通の項中

五〇〇円

を

コートハンガー

五〇〇円
一、一〇〇円

に改める。

姿見

附則
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一共通の項の改正規定は、令和六年十二月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
